管内港湾・空港位置図

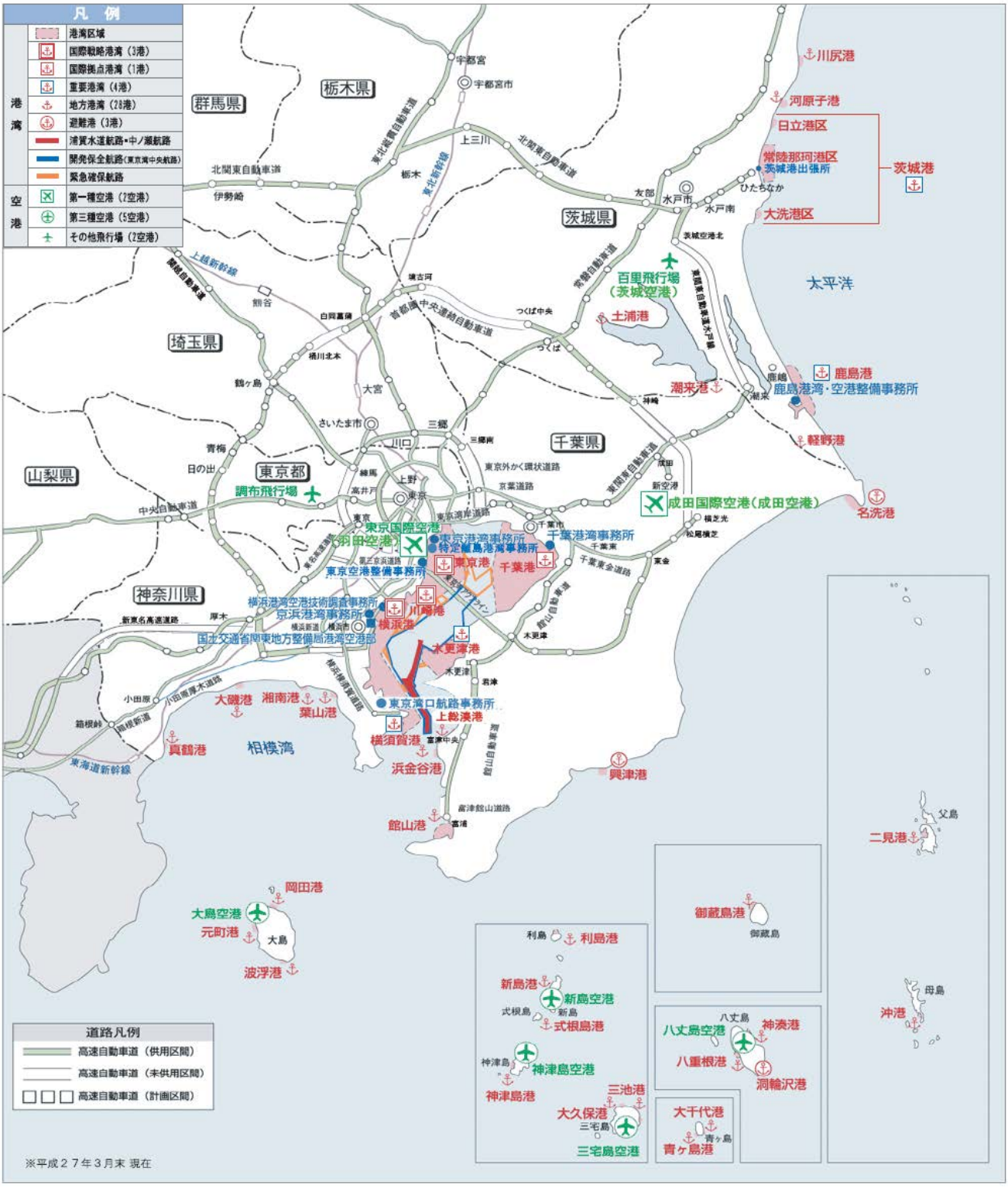

●用語の説明

※1 港湾区域：港湾法で定める手続きにより、国土交通大臣又は都道府県知事が港湾管理者の権限の及びうる範囲として認可した水域

※2 国際戦略港湾：長距離の国際海上コンテナ輸送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であって、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾

※3 国際拠点港湾：国際戦略港湾以外の港湾であって、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾

※4 重要港湾：国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であって、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾

※5 地方港湾：国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾

※5 避難港：暴風雨に際し小型船舶が避難のため停泊することを主たる目的とし、通常貨物の積卸又は旅客の乗降の用に供せられない港湾

※6 拠点空港：国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港

※7 地方管理空港：国際航空輸送網又は国内航空輸送網を形成する上で重要な役割を果たす空港

※8 その他飛行場：拠点空港、地方管理空港のいずれにも属さない空港